



市民の皆さまへ 物価高騰対策のお知らせ

生活応援商品券をお届けします

南あわじ市では長引く物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するため、「生活応援商品券」を給付します。対象となる人には、市から商品券を郵送します。申請は不要です。

給付内容

①全世界帯

令和8年6月1日時点で、南あわじ市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に、1世帯につき13,500円分の商品券を給付します。

②住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯

上記①に加えて、1世帯につき13,500円分の商品券を追加で給付します。

③児童扶養手当受給者・特別児童扶養手当受給者・妊婦

令和8年5月分の児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、または対象となる妊婦に、対象者1人につき20,000円分の商品券を給付します。

※複数の区分に該当する場合は、重複して給付します

南あわじ市生活応援商品券コールセンター

☎ 43-3030

※制度の詳細は、市ホームページをご覧ください



市ホームページ

発送時期・発送方法

7月中旬に一斉発送する予定です。対象件数が多いため、お届けまでの日数は世帯や対象者によって異なります。商品券はゆうパックで発送するため、対面での受け取りが必要です。

使用できる店舗

商品券は、令和8年度南あわじ市連合商店街プレミアム付商品券事業の取扱店舗で使用できます。

使用期限

令和8年11月30日(月)
※期限を過ぎると使用できません
※商品券の受領後に紛失・盗難等があった場合、再発行はできません

今月の表紙

梅の名所として知られている広田地区では、毎年、梅の実の収穫時期に地元の小学生らを招き、郷土の名産を次世代に引き継ぐことを目的に交流を行っています。



6月8日、広田小学校3年生の児童49人は、広田梅林ふれあい公園の管理を担う老人クラブ連合会緑地区の会員に収穫のこつを教わりながら、収穫体験を通して交流を深めました。



今月の内容

P3	市政ひろば ・物価高騰対策のお知らせ
P4-5	防災気象情報が変わりました
P6-17	お知らせ ・令和9年4月新規採用職員の募集 ・子育て支援ハンドブック2026年度版発行 ・第18回南あわじ市ふれあい文化芸能祭
P18-21	情報瓦ばん 募集、催し、相談 ほか
P22-23	いきいき健康生活 健康カレンダー、休日応急診療所
P24	みんなの図書館
P25	子育て広場、ケーブルテレビからのお知らせ
P26-27	まちかどトピックス ・南あわじ市消防操法大会を開催 ほか まちの動き
P28	・南あわじ市子ども映画祭 作品募集中 ・家庭で楽しむ 学校給食

連合商店街プレミアム付商品券の販売を開始します

市内の商店街が連合体となって、市内で広く利用できる35%のプレミアム付商品券を販売します。

対象 6月22日(月)までに購入予約申込をした人

販売 7月から開始

※商品券購入予約申込後に「引換券」が届いた人は、指定日に郵便局で商品券を購入してください。

使用期間 8月1日(土)～11月30日(月)

使用可能店舗 535店舗(5月11日時点)

※店舗一覧や事業の詳細は、市ホームページをご覧ください

南あわじ市連合商店街コールセンター

☎ 38-6770

※平日のみ、10:00～16:00



市ホームページ

はばタンPay+の利用は7月末までです

兵庫県が実施するプレミアム付きデジタル商品券「はばタンPay+ (ペイプラス)」のご利用期間は7月31日(金)までとなっています。ご購入された皆さまは、お早めにご使用をお願いします。

南あわじ市はばタンPay+事務局

☎ 050-3124-6761

営業時間 9:00～17:30(土日祝含む)

※詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください



県ホームページ

ふれあい 市長室



南あわじ市長 守本 憲弘

“避難の仕組み”を正しく理解し、命を守る行動を

近年、全国各地で線状降水帯による豪雨や台風、地震などの自然災害が頻発しています。ここ数年を振り返っても、「これまで経験したことのない大雨」という言葉を耳にする機会が増え、災害はもはや特別なものではなく、私たちの身近にあるものとなっています。

そうした中、災害時に避難のタイミングをより分かりやすくするため、国において防災気象情報の見直しが行われ、注意報、警報などの情報にレベルが付き、「避難情報」との関係性がわかりやすく整理されました。

先般の台風第6号接近時には、本市では、気象庁から警報が発表される前、午後2時に「自主避難」を呼びかけました。その後、午後3時半に、「レベル3大雨警報」が発表され、夜遅くから台風が最接近する見込みであったため、市内全域に「警戒レベル3高齢者等避難」を発令するとともに、避難所を開設いたしました。

実は、その後、複数の市民の方から、「『高齢者等避難』が発令された際には、高齢者は避難所に行かなければならないのか」という質問をいただきました。改めて

ご説明すると、「避難」とは、避難所に限らず、災害リスクの小さい安全な場所で待機することを意味します。

今回のような雨の警報の場合、場所にもよりますが、多くの方にとっては、ご自宅での待機がそれに当たると考えられます。市としては、ご自宅が低地にある、あるいは、一人暮らし等で、ご自宅では心配であるというような方のため、避難所を開設しています(自主避難に関しては、要請があった場合に開設)。

一方、風雨が強まってからの移動は危険を伴います。「まだ大丈夫」「もう少し様子を見よう」という気持ちが避難の遅れにつながる可能性があります。早め早めに、危険が想定される場所から離れ、安全な場所に避難する判断をしていただくことが、ご自身やご家族の命を守ることに繋がります。

適切な判断のためには、普段からの備えが欠かせません。ご自宅や職場周辺にどのような災害リスクがあるのか、避難場所(災害の種類により異なります)はどこか、家族との連絡方法はどうか、非常持出品や備蓄品は揃っているかなど、今一度、ご確認をお願いしたいと思います。また、地域での声掛けや助け合いも大変重要です。高齢者や避難に支援が必要な方へ気を配り、「一緒に避難しよう」と声を掛け合える地域のつながりが、特に災害当初の被害を避ける大きな力となります。

今月号では、防災気象情報の変更点や避難情報について詳しく紹介しています。ぜひご覧いただき、災害時の行動について、ご家庭や地域で話し合うきっかけとしていただければ幸いです。市民の皆さまの大切な命と暮らしを守るため、市としても引き続き、防災・減災対策に取り組んでまいります。